

平成30年3月 定例会（第1回）会議録（抜粋）

◆23番（小川利枝子君） 公明党を代表して一般質問いたします。

世界と社会のスピードが増している今日、年内にも新しい元号が発表され、平成はあと1年余りで幕を閉じます。時代の節目を迎える中で、人々の生き方の見直しや活力ある社会づくりが問われております。その節目にあって、時代の変化を的確に捉え、市民生活の課題解決にどう立ち向かい成長を加速させていくのか、まずは平成の世にその足跡を残してまいりたいと考えます。

そして、その志は新年度に臨む宮本市長の市政方針での選ばれ続けるまちづくりの強化、持続のための発展を促す過去最大規模の予算編成、市民の思いに共感し、信頼される行財政の実行、そして誰もが希望にあふれる習志野市を目指し、全ての事業について職員とともに全力で取り組んでいくとの力強い決意をお聞きし、市長を初め執行部の皆様も同様にお持ちであると確信いたします。

しかしながら、私どもが未経験の時代へと移行している今、市長が目指すその具現化には一層の努力が必要となってまいりましょう。私は、行政は人なりということを訴え続けております。行政の職員は習志野市の未来を担う宝であり、その宝を育てる人もまた宝でございます。後進は先進の後ろ姿から多くのことを学びます。かく言う私も、行政の先進の後ろ姿からどれほど学ばせていただき、血肉にさせていただきましたことか感謝にたえません。目の前のこの人をどう育て伸ばしていくのか、私はその努力を怠って激変する未来を切り開くすべはないと考えます。未来をつくるは今の気概で私もともどもに習志野市発展のために全力を尽くしてまいります。

そこで、質問の1点目は、習志野市後期基本計画についてでございます。

習志野市にとって基本計画とは何でしょうか。策定義務がないことは承知いたしております。それにもかかわらず、あえて時間を割き、人員を充て、予算をつぎ込む意図はどこにあるのでしょうか。さらに申し述べるならば、計画がなければ評価も要らず、実績におびえることもないと思われまます。

しかし、私は必要の産物であると考えます。習志野市を17万人が乗る船と例えるならば、コロンブスのように海図を持たず航海に出るのも一案ですが、そこに17万人の安心・安全は担保されません。行政は慎重であるだけでなく、矛先を市民に示し、市民の力も風として受けとめるべきであり、つまり基本計画は海図でございます。

現在、海図である基本計画は前期の港が見え、後期という新たな目的地を定めようとしております。そのためには、今までの積み荷を整理し、新たな目的地に向けて17万人がどんな荒波にも耐え得るよう、余念のない準備を施す時期を迎えようとしております。

そこで、新たな目的地を定めるに当たって、まずは本計画の位置づけ、つまりまちづくりのビジョンをどのように描いているのか、お伺いいたします。

質問の2点目は、特別支援教育についてでございます。

特別な支援の有無にもかかわらず、教育は義務であり、子どもの幸福のためにでございます。私は決して無理難題を押し通すつもりはございません。特別な支援を要さない、いわゆる健常児と同様に教育環境を求めているだけでございます。

昭和54年、1979年に当時の特殊教育が義務化となり、さらに平成19年、2007年には特殊教育から現在の特別支援教育へと、特別な支援を要する児童・生徒の教育が加速いたしました。

しかし、いまだ健常児の教育と同じ土俵になったとは言いがたい現状に胸が痛みます。

この実態は習志野市に限ったことではなく、多くの自治体において見受けられることは十分承知いたしております。だからといって、習志野市が歩みをとめたり緩めたりする理由にはなりません。なぜならば、健常児と同様に彼ら、彼女らにも義務教育の9年間の学びがその後の人生を大きく左右し、生涯にわたり影響を及ぼしかねないからでございます。ですから、むしろ習志野市は先駆者としての意気込みを持って臨んでいただきたいのでございます。

そこで、現状を確認する意味で、3点について教育長に確認させていただきます。

まず最初は、うちの子が通える学級を地域に欲しいとの保護者の声に対してでございます。

請願で採択され、現在進行形である1学校1特別支援学級の進捗状況及び今後の整備計画についてお伺いいたします。

次は、専門的な教育を受けられるようにしてほしいとの保護者の声に対してでございます。

当たり前のことなのですが、特別な支援とは何かを理解し、その障がいに応じた指導できる専門教諭の特別支援学級における配置状況と、次年度の見通しについてお伺いいたします。

最後は、頼れる教育委員会であってほしいとの声に対してでございます。

この声は総合教育センターも同様であり、決して保護者からだけではなく教育現場の声でもございます。特別支援学級に限らず、通常学級にも特別な支援を要する児童・生徒が在籍している今日、それらを総括的に指導し、あるべき姿を示し、導くのが教育委員会の役割であることから、その指導力の強化についてお伺いいたします。

質問の3点目は、地域問題として路線バス車両のバリアフリー化についてでございます。

さきの定例会で、私は高齢者の免許返納及びそれに伴う交通手段の確保について質問いたしました。改善に向けた具体的な方策は御回答いただけませんでした。前向きに検討を進めていく旨をお聞きし、安堵したところでございます。しかしながら、次のような声を耳にすると高齢者の交通手段の確保については悠長なことは言っていられないとの考えに至りました。

JR津田沼駅南口奏の杜谷津小学校脇を經由して国道14号線を横断し、谷津パークタウン、谷津南小学校、谷津干潟降車場へと運行する路線バスは、ルート上に東京湾岸リハビリテーション病院や谷津居宅サービスセンターなど、高齢者などのリハビリや居宅サービスの施設がございます。その利用者や近隣に居住する高齢者などから、路線バスの段差により乗降が困難で苦慮していると、中にはノンステップバスが来るまでバスを見送り、ノンステップバスを選んで乗車されているとの声も聞こえております。

路線バスは行政のものではございません。しかし、利用する市民を支えるのは行政でございます。バス事業者に対して、一方的にノンステップバスに買い換えなさいと指示することができないのは十分承知いたしておりますが、高齢者や障がいのある方の交通手段として希望が形となってあらわれるよう、伝えていく役割は行政にあると考えます。むしろ行政なればこそ伝えなければなりません。

そこで、まずは路線バス車両のバリアフリー化について、ノンステップバスの導入状況と今後の推進はどのようになっているのか、お伺いいたします。

以上、私の1回目の質問とさせていただきます。

◎市長(宮本泰介君) それでは、小川議員の一般質問に順次お答えしてまいります。

大きな2点目、特別支援教育につきましては教育長が答弁いたします。

初めに、大きな1点目、習志野市後期基本計画について、まちのビジョンについてどう描いていくのか、お答えいたします。

本市は、まちづくりの基本理念として位置づけている習志野市文教住宅都市憲章のもとで、平成25年9月定例会の議決を受けて、将来都市像を、「未来のために～みんながやさしさでつながるまち～習志野」とする基本構想を制定いたしました。

市町村の基本構想は、現在、地方自治法上の策定義務を課せられているものではありませんが、本市におきましては少子超高齢社会の進展やインフラ、公共施設の老朽化など、さまざまな課題が山積する中で行政運営を行っていく上で、総合的かつ計画的なまちづくりの方向性としての目標を定める必要があること、そして本市の長期ビジョンを市民に示すこと自体が市民とともにまちづくりを進めようとする市としての責務であると考え、条例で議決要件を定めた上で習志野市基本構想を策定しているものでございます。

そして、この基本構想に掲げた将来都市像を実現するための目標及び重点プロジェクトの具体的な施策を示すため、基本構想の計画期間を前期と後期に分けて、それぞれの計画期間を6年間とする前期基本計画、後期基本計画を策定することとしております。

平成26年度から6年間の計画期間といたします前期基本計画におきましては、将来都市像を実現するための取り組みとして3つの目標を制定するとともに、さらに事業の円滑な推進、実施を図るために3つの重点プロジェクトを設定いたしました。

この3つの目標につきましては、支え合い・活気あふれる「健康なまち」、安全・安心「快適なまち」、育み・学び・認め合う「心豊かなまち」であります。そして3つの重点プロジェクトにつきましては、自立的都市経営を推進するために公共施設の再生、財政健全化、共同型社会の構築であります。

2020年度から2025年度を計画期間といたします後期基本計画は、来年度から策定作業を本格化させてまいります。前期基本計画で設定した3つの目標と3つの重点プロジェクトは、これまでの取り組みの評価、検証を確実に行った上で、後期基本計画においても継続して掲げてまいりたいと考えております。

その上で、後期基本計画におきましては、人口指標に対する考え方と都市空間づくりの考え方の2点におきまして、次のような見直しをしていく必要があると考えております。

1つ目の人口指標に対する考え方につきましては、前期基本計画策定後の平成27年10月に策定した習志野市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略で掲げております将来の人口減少を最小限にとどめ、人を呼び込む、魅力ある暮らしのできるまちの実現に向けた戦略の効果を市民意識調査や新たな人口推計で検証しつつ、若者や子育て世代に訴求する多様な社会像と交流像のための新たなチャレンジを踏まえていかなければならないと考えております。

また、2つ目の都市空間づくりの考え方につきましては、平成29年12月定例会で小川議員の一般質問にお答えしましたように、JR津田沼駅周辺の大規模商業施設においては更新、大規模改修の時期を迎える中で、今後の再建設の可能性も想定されているところであり、本市の表玄関としてふさわしい駅前空間としての都市機能の拡充等を新たなまちづくりの課題として捉えてまいります。

このほかにも、本市においては大久保地区公共施設再生事業による新たな生涯学習の拠点が誕生することや、市内小中学校、習志野高校のスポーツ、音楽での全国的な活躍など、習志野市の明るい未来を拓く芽生えが随所に見られております。

去る2月15日に、本市は市の魅力を効果的に発信するためのブランドメッセージを、「あしたの和声(ハーモニー)が響くまち」とすることを発表いたしました。私は、後期基本計画の策定を進めるに当たり、申し上げてまいりましたような、あすの習志野市を拓く、新たな芽生えをしっかりと盛り上げつつ、本市にかかわる内外の多くの人が本市に愛着と誇りを持ってハーモニーを響かせることができる町としていくことを常に念頭に置きながら策定作業に取り組んでまいります。

続きまして、大きな2点目、特別支援教育についての御質問は教育長が答弁いたします。

私からの最後、大きな3点目、地域問題について、路線バスのバリアフリー化についてお答えいたします。

路線バスを含みます乗り合いバスのノンステップバスの導入につきましては、平成18年に施行されました高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法で規定されておりました、国が推進している施策であります。そのため、国ではバス事業者に対しまして購入費用の一部を補助するなど、ノンステップバスが導入しやすい制度を設けております。本市におきましては、平成26年度に習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想を策定し、高齢者や障がい者等の移動における利便性の向上や安全性の確保に向けてバリアフリー化の促進を図ることとしており、バス事業者に対しましてもノンステップバスの導入・推進を求めています。

本市域を営業エリアといたします京成バス株式会社の新都心営業所に伺いましたところ、現在のノンステップバスの導入状況といたしましては、営業車両76台のうち46台がノンステップバスとなっており、導入率といたしましては約60%とのことでありました。また、来年度にも12台のノンステップバスを購入する予定と伺っております。このことによりまして、国の基本方針の目標値である70%を超え、約75%となる見込みであるとのことでありました。

ノンステップバスは乗降口に階段がなく、子どもからお年寄りまで全ての人に使いやすい、人に優しいバスであります。バス事業者からは、これまでもノンステップバスの導入を毎年進めているところであり、即座に全車両をノンステップバスに買いかえることは大変厳しいものであると伺っております。

本市といたしましては、今後につきましても、バス事業者に対しまして、高齢者や障がい者の方々の路線バスによる移動の利便性や安全性の向上を図るため、継続的にノンステップバスの導入を進めることを求め、近い将来、全ての車両がノンステップバスとなるよう、引き続き協議してまいります。

以上、私からの1回目の答弁とさせていただきます。

◎教育長(植松榮人君) それでは、小川議員からの一般質問になります。

大きな2番、特別支援教育について、(1)1学校1特別支援学級の進捗状況についてお答えをいたします。

種別を問わず、特別支援学級等の設置状況につきましては、現在までに小学校は16校中14校に、中学校は7校中5校に設置をしております。平成30年度には、小学校3校に自閉症・情緒障害特別支援学級を開設すべく準備を進めているところであります。

今後の本市の設置計画といたしましては、県教育委員会との協議とはなりますが、平成31年度から33年度、特別支援学級・通級指導教室整備計画に基づき、津田沼小学校、藤崎小学校、香澄小学校に自閉症・情緒障害通級指導教室を、中学校では第五中学校、第六中学校にそれぞれ知的障害特別支援学級を開設し、全ての小中学校に1特別支援学級の整備を進める予定であります。

特別支援学級等の開設につきましては、今後とも県教育委員会との協議を進めながら、児童・生徒の推計や余裕教室の状況等を踏まえ、児童・生徒の状況や教員の配置など、設置に向けての課題に慎重に対応しながら進めてまいります。

次に、(2)特別支援学級における専門教諭の配属の実態と次年度の見通しについてお答えをいたします。

本市の特別支援学級の担任及び通級指導教室の指導担当者の特別支援学校免許状取得率の現状といたしましては、平成29年5月1日現在で、本務者並びに臨時的任用講師を合わせ、小学校ではおよそ47%、中学校ではおよそ35%となっております。

特別支援学級の担任及び通級指導教室の指導担当者の配置といたしましては、指導の経験があり、専門的な知識を有する特別支援学校免許状取得者を配置することが望ましいと考えております。その配置につきましては、県教育委員会によることから、平成30年度千葉県教育予算及び人事に関する要望書として、平成29年8月29日に県教育委員会に文書にて提出をしております。

また、平成29年10月に策定された第2次千葉県特別支援教育推進基本計画においては、特別支援教育に関する専門性の向上の重点項目として、教員採用試験で特別支援教育の採用枠を設け、特別支援学校での経験を積んだ後に特別支援学級担任や通級指導教室担当教員等にしていくと記されておりますことから、今後も県教育委員会に特別支援教育の専門性のある教員の配置を重ねて要望してまいります。

市教育委員会といたしましては、特別支援学校免許状の取得促進を図るため、免許法認定講習や大学での免許の取得の方法等について、各障がい種別研修会や特別支援教育研究連盟の会議で指導担当者に、校長・教頭会議で管理職への周知を図ることで、免許状の取得の促進を働きかけてまいります。

次年度の見通しといたしましては、新設された特別支援学級の担任には特別支援学校免許状を取得している本務者が担任になるよう、県教育委員会と協議をしております。

(3)教育委員会の指導力の強化についてお答えをいたします。

特別支援教育の推進は、教育委員会が中核となることが肝要と考えております。現在、特別に支援を必要とする児童・生徒がふえていることや、整備計画に基づき特別支援の学びの場の開設を進めていることなどにより、特別支援学級の担任及び通級指導教室の指導担当者の増員が見込まれております。経験等に差のある担任及び担当者の専門性の向上が恒常的な課題であると捉えております。この課題に対応するためには、指導主事の指導力強化が重要であると認識をしております。

今年度は、主に障がい種別研修の講師、学校訪問での特別支援学級への指導・助言、各校の個別の教育支援計画の作成及び活用のための指導、関係機関との連携会議の開催などに取り組んでおります。

次年度は、特別支援教育指導主事が、特別支援学級において指導内容などに対し、指導課指導主事が通常学級でのユニバーサルデザインの視点での教育を指導・助言することなどに取り組んでまいります。さらに、特別支援教育指導主事が学校を積極的に訪問し指導・助言を行うこと、総合教育センターの特別支援教育相談体制を充実し連携強化を図ること、総合教育センターやひまわり発達相談センターとともに、学校支援の充実を進めることを重点として、教育委員会の指導力の強化に努めてまいります。

以上、1回目の答弁といたします。

◆23番(小川利枝子君) はい。市長、教育長、御答弁ありがとうございました。それでは、通告に従って再質問させていただきます。

最初は、習志野市後期基本計画についてお尋ねいたします。

先ほどの市長答弁から、後期基本計画が前期を踏まえたまさしく後期であることを確認いたしました。これまでの取り組みを評価し、検証を確実に行った上で、3つの目標と3つの重点プロジェクトを継続していくとの意気込みは、これはまさしく市長の力強い牽引力に基づくものと思われま

す。しかし、どの自治体も人口減少を最小限にとどめ、「人を呼び込む、魅力ある暮らしのできるまち」、これを目指しております。そしてさまざまな施策を展開してくるものと思われま

す。つまり、端的に言えば、限られた人の取り合いになると思われま

す。ですから、一層この習志野らしさを忘れずに、習志野らしさが吸引力となるようにしなければならないと考えま

す。そこで、後期基本計画の策定に当たっては、どのような手法を講じどのようなスケジュールで取り組んでいくのか、お伺いいたします。

◎政策経営部長(真殿弘一君) はい。それでは、後期基本計画策定におけます具体的な作業項目につきまして、特徴的なものを2つ御説明申し上げたいと思います。

1つ目といたしまして、市政に対する市民の満足度や意向、これを計画に反映をすべく市民意識調査を実施をするとともに、特に将来を担う若い世代の意見を把握するために3大学学生意識調査、これを実施をしてみたいと思います。

2つ目といたしましては、人口減少社会への対応に向けまして、本市の人口動態や本市の強みや弱みを含めた特性をできる限り正確につかむ、捉えるために、人口推計調査、社会生活統計基礎データの分析、前期基本計画等における施策の課題等の分析、個別計画等の分析、以上4つの調査・分析を実施をいたします。

次に、策定スケジュールについて申し上げたいと思います。策定期間はおおむね2年を要するものと考えております。本年度内に、(仮称)後期基本計画策定委員会並びに(仮称)後期基本計画策定作業部会の設置をするということを皮切りに策定を進めてまいりたいと考えております。まちづくりの根幹となります後期基本計画の策定に際しましては、策定作業自体の方向性を示すもの、あるいはロードマップとなり得ます基本的な方針を定める必要があると考えております。

そこで、1年目となります次年度におきましては、この基本的な方針の決定をし、その後は計画を構成する施策事業を考案しつつ、平成31年3月までに施策体系案を決定をしてみたい

ます。そして2年目においては、後期基本計画案・実施計画案を決定をし、その後はパブリックコメントを実施しつつ、要所で開催をいたします長期計画審議会にて御審議をいただき、答申をいただいた後に後期基本計画・実施計画の確定に至ると、こういうスケジュールでございます。

◆23番(小川利枝子君) はい、ありがとうございました。策定期間はおおむね2年、そして手法は調査を中心とする、このことを今、確認いたしました。恐らく着実に実行を進めていくなれば、無難に完結することを想像いたします。しかし、私どもが未経験の時代に移行しているわけでございます。そうなりますと、今までのこの無難から脱皮すると申しましょうか、やはり一皮むいていく一脱皮ですね、していかななくてはならない、そのためにはやはり民意をどこまで酌み取るかということですね、そこにかかっていると思います。

そこで、市民意識調査ではどのような質問項目を予定しているのか、お伺いいたします。

◎政策経営部長(真殿弘一君) はい。市民意識調査でございますが、前回調査との比較を可能としつつも、新たな行政課題に対する市民意識も把握をしてみたいと考えております。新たな行政課題に係る市民意識の把握といたしましては、JR津田沼駅周辺の今後の変貌を鑑みつつ、習志野文化ホールの再建築も想定をする中で、新たなホールに対する市民の御意見・御要望を把握をしてみたいと考えております。

このほか、奏の杜地区にお住まいの方々を初めとしまして、新たに本市にお住まいになった市民の皆様に対しましては、定住に際して本市を選択をしていただいた理由、さらには本市の将来のイメージ等についても把握をするなど、旧来、本市に居住をされておられる市民の皆様はもとより、多様な市民の皆様の意識を把握していかなければならないというように考えております。

◆23番(小川利枝子君) はい。では、このより民意を反映させるために、当然のことながら高い回収率が求められます。そこで、前回、そして類似する過去の調査ではどのような実績であったのか、お伺いいたします。

◎政策経営部長(真殿弘一君) はい。市民意識調査の回収率についてお答えをいたします。

現行基本構想、前期基本計画の策定に対しまして、平成24年度に実施をいたしました市民意識調査の実績は、対象者が1万名を設定をしまして回収は4,113票、回収率は41.1%でございました。その後、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に際しまして、平成27年度に実施をいたしました市民意識調査の実績を申し上げますと、対象者3,500名を設定をして回収は1,348票、回収率は約38.5%でございました。

◆23番(小川利枝子君) はい、ありがとうございます。ただいまの答弁にありました回収率ですね、30%台から40%台、この回収率につきましてはあえて言及はいたしません、より民意を反映させ信頼度を高めていく、そのためにはそれ以上の、言うまでもございませぬが、それまで、それ以上の数値が必要であると思います。

そこで、市民意識調査のこの回収率についてでございますが、どのような工夫を講じる予定でいるのか、お伺いいたします。

◎政策経営部長(真殿弘一君) はい。市民意識調査におきまして、調査の回収率が上がらない要因について3つ考えられます。

まず、調査の意図がわからない場合、これは回収率は低くなると思います。そのため、今回調査を行う理由、今本市が考えていること、この調査結果をどのように活用していくのかと、こういう調査の目的を端的に、かつしっかり伝わるように記述をしてみたいと思います。また、調査の信頼度を上げるために、市長直筆の署名データ等を用いることも考えております。

2点目といたしまして、答えにくい場合、これも回収率は低くなります。質問がわかりにくい、自分

に当てはまる選択肢がないなどの場合であります。そのため、答える側の視点に立ちまして、答えやすい質問構成にする、あるいは視覚的に見やすい、迷わないレイアウトを用いるといった工夫をしていきたいと思っております。

3点目ですが、調査項目が多い場合も、これは回収率の下がる原因になると思っております。求めるデータの内容を減らすというわけにはなかなかいかないんですけれども、ストレスなく答えられるように、質問項目の配置を工夫することで調査票のページ数が多いと感じさせないようにしてまいりたいと考えております。

また、インターネットやスマートフォンを用いた回答を可能とするなど、ターゲットの世代属性に合わせた調査票のスタイルを用いるということについても研究をして、調査の回収率向上を図ってまいります。

◆23番(小川利枝子君) はい、ありがとうございます。今、調査の回収率が上がらない、こうした要因を3点まとめていただきながら御説明をいただき、大変よく理解できたと思っております。

ここまでのこの答弁を踏まえて、ではどうしたら回収率が向上していくのか、この視点に立って提案として4点、要望をさせていただきたいと思っております。

まず1点目は、対話による情報収集でございます。アンケートというのは、王道でございます。フェース・ツー・フェースで直接生の声を聞き取ることで、ペーパーだけでは計り知れない、酌み取れない、そういう市民の実情を計画に反映させることができます。

公明党では、従来このような方法を活用しながら反映させておりますけれども、一例を申し上げますれば、ボイス・アクションと申しまして若者の支援ですね、今、本当に必要とされるこうした若者の支援を、若者だけに聞くのではなく、さまざまな年齢層から直接生で具体的に聞き取りながら、それを優先順位に並べながら国に提出して、より民意に沿った、そうした国の政策実現に反映させるべく行っております。

また、本市におきましても、以前、たしか子どもの意識調査でアンケート用紙をもとに公民館などで直接聞き取りを行った例がございますので、対象者の一部をぜひそのような手法で講じてみてはいかがでしょうかと考えております。

また、2点目は事前説明の実施でございます。先ほどの部長答弁で、調査の意図がわからないからと、そういったことが挙げられました。何のためのアンケートなのか、どうしてこのような調査項目を設定したのか、これらを知っているか知らないかで回答される市民の意識は大きく異なります。そのため部長答弁では、調査の目的をしっかりと伝えるように記述すると、そのような工夫が述べられておりました。ぜひこれは進めていっていただきたいと思っております。

その上で、いま一步私は踏み込んで、これもフェース・ツー・フェースですね、調査対象となる市民の一部を、例えば来庁されて来る方、また公民館だとかさまざまな施設利用者とするなどで、少人数への説明会など、そういうものが実施できるのではないかと。そのことによってより理解のある回答を得られることができるのではないかと考えております。いずれにいたしましても、市民との率直な意見交換、対話の中にこそ新たな施策の種があると、こういう視点を持つことが大切ではないかと考えております。

3点目は、2点目の内容をアンケートにも簡潔に記載することはいかがでしょうか。例えば、習志野文化ホールの再建築についてですが、したほうがよいのかしなくともよいのかと、このような例え

ば選択であれば、大半がしたほうが良いとの、こういう回答になると想像できます。しかし、この質問の中に文教住宅都市としての視点だとか、それから財政健全化の視点からの今までの実績等を示されれば、市民の迷いというか、やはりこの生の、本当により生の声を、この趣旨に沿った回答と申しませうか、それをできる、そういうものを差し上げることが、また聞き取ることができるのではないかと、このように考えております。

そして4点目は、調査項目から結果分析までにおける市職員の積極的な参加でございます。これだけ大きな計画になりますと、どうしてもコンサルタント任せになりがちです。その結果、理想と現実に隔たりが生じて、理想は理想、現実には現実といった計画を策定することが終着点になることも少なくないと、そのように痛感しております。習志野市政に広角的な視野を持つ市職員が主体的な姿勢を堅持して、そしてコンサルタントには踏み込めないという、こうした習志野市ならではの策定過程を歩むことで、おのずと回答にもより民意に近いよい結果を与えるのではないかと考えております。限られた人数であることは十分承知しているところでございますが、今こそこの市職員の力を注ぐべきではないかと考えます。

回収率の向上につきましては、さまざまな研究を行い目指すとの御答弁をいただきましたので、ぜひこの4点ですね、御検討をいただき、期待をしたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

次に、同様に、3大学生の意識調査についても、調査項目と回収率の見直しについてお伺いいたします。

◎政策経営部長(真殿弘一君) はい。ただいま議員のほうから、回収率を高める工夫ということにつきまして、4点御提案をいただきました。ありがとうございます。職員が積極的に市民のもとに赴いて直接対話をする、こういうアウトリーチ型の中で調査説明をしっかりと行った中で調査を実施するようにしてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、御質問のほうにお答えをいたします。

今の御質問は、3大学学生意識調査のほうの調査項目ということでございますけれども、こちらは前回調査同様の部分の基本属性等はお聞きをしますが、将来の就職先といったことについても調査項目といたします。加えて、本市の認知度をはかるために谷津干潟、あるいは習志野ソーセージ、こういった私どもの地域資源の認知度調査ということについても入れていきたいと思っております。さらに学生の行動様式を探るべく、市内各駅の利用率ですとか、本市のホームページの閲覧頻度、こういった調査も視野に入れていきたいと考えております。

また、回収率についてですけれども、前回におきましては1,500名の学生の方々に配布をいたしまして回収票は1,263票、回収率約84.2%でございました。

今後の実施に際しましては、次代を担う若年層のまちづくりへの期待、あるいは意向を最大限に把握できるような工夫といたしまして、日ごろ各事務事業の実施において交流のある大学の先生方をお願いをして調査の目的や趣旨を御理解をいただき、調査項目の選定に対する助言、並びに回収、配布先の御支援をいただけるようお願いをしてみたいなというように考えております。

◆23番(小川利枝子君) はい、ありがとうございます。ひとときでも習志野市に足を踏み入れたこの3大学の学生の意見は、大変貴重なものと考えます。ぜひこの大学と連携を密にして、そして

本計画に資するこの情報を収集していただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、さきの定例会において、歩行者のみではなく自転車での移動を例に一般質問いたしましたJR津田沼駅周辺地域の都市空間づくりの考え方について、市長答弁で調査対象としていることは確認いたしました。検討課題となっておりますこの市民意識の把握ですね、それについてはどのようなお考えを持っているのか、お伺いいたします。

◎政策経営部長(真殿弘一君) はい。JR津田沼駅周辺のまちづくりにつきましては、さきの定例会において小川議員の御質問に対しまして、今年度は都市機能等の拡充、見直し案の検討を進めているということを申し上げました。次年度以降におきましては、その検討をさらに進めてまいりたいというように考えているところであります。

このような検討を進めるに当たりまして、当該地区を生活圏、住み続けたい町というふうに見える市民の皆様の意向を把握をして、新しい町の構想に反映をすることについては非常に重要であるというように認識をしております。市民の皆様が抱く新しい町が備え持つべき機能といたしましては、例えば大規模商業施設が担う消費金融機能、情報・娯楽・文化・スポーツ機能等に対する御意見・御要望があるというように考えます。したがって、当該地域のまちづくり構想を描くために、このような御意見・御要望を把握できる、新しい調査項目を市民意識調査の中に組み込んでまいります。

◆23番(小川利枝子君) はい、ありがとうございます。市民意識調査に組み込まれる予定であるということをご承知いたしまして、まずは一歩前進であると評価させていただきます。

それでは、調査から今度視点を移して、市長答弁にございました確実な評価・検証について、どのような考えを持って臨むのか、お伺いいたします。

◎政策経営部長(真殿弘一君) はい。私ども行政評価を行っていく上で最も肝要なことは、行政がどれだけ予算を使ってどれだけアクションを起こしたかということを検証するだけではなく、予算を投入しアクションを起こしたことによってどのように行政目的に対する効果があらわれたかと、こういう成果を測定しなければならないということでございます。

前期基本計画におけるこのような成果の測定につきましては、第1次・第2次実施計画におきましては、具体的な成果指標と目標値を設定をしまして、目標の達成度を測定することにより評価をしてまいります。

また、まち・ひと・しごと創生総合戦略における成果の測定につきましては、総合戦略に掲げた4つの基本目標ごとに戦略最終年度までに実現すべき成果を重視をした数値目標を設定をしまして、具体的な各施策についてはその効果を客観的に検証できる重要業績評価指標KPI、これを設定し、これに基づく評価をしてまいります。このような成果に基づく評価を行うことによって、実効性のある計画策定に結びつけてまいります。

◆23番(小川利枝子君) ありがとうございます。確実な評価・検証、それを行うことでやはり実効性ある計画になるかどうか、大きく左右されると思っております。例えば研修会ですね、これを挙げて申し上げれば、何回開催して、そして何人が受講したのかと、これが100%近いと評価されると、そういうことではないと、そういうことが今の部長答弁から確認することができましたので、ぜひこの成果に基づく評価を行って、そして実効性のある計画策定に結びつけていただきたいと要望さ

せていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、あともう一つ、市長答弁で気になったキーワードがございます。それは、「新たなチャレンジ」でございます。習志野市が思い描く将来像へのプロセスと思われませんが、どのようなものなのか、お伺いいたします。

◎政策経営部長(真殿弘一君) はい。新たなチャレンジという部分についてお答えをいたしたいと思えます。

本市では、「人を呼び込む、魅力ある暮らしのできるまち」の実現のために、今、まちづくり広報監を設置をし、全庁上げてシティセールスに取り組んでいるところでございます。基本的な考え方は、平成28年度策定の習志野市シティセールスコンセプトBOOKにまとめてございますけれども、愛着醸成、定住促進の2つを両軸に、習志野ブランドを確立すべく各種施策を進めているところであります。

具体的に申し上げますと、その一つといたしまして、ブランドメッセージの作成を進めてまいりました。その作成過程の市民会議において、本市の地域資源を考察し、交通や買い物などの利便性の高い町であることなど、いろいろな角度から捉えた本市の魅力を表現をし、投票をもって決定をしたものでございます。

また、定住促進におきましては、その町の魅力を広める人、つまり口コミの推奨者を育てる施策を、今後さらに充実させていくことは重要と考えております。

先月、習志野高校吹奏楽部のミュージックビデオを公開いたしました。地方自治体がつくるPR動画の中でも音楽に特化した動画コンテンツは大変珍しく、若い世代に訴求をする新たなチャレンジの一つというふう捉えております。

加えて、現在お住まいの市民の方々の愛着をより深めていただくということも、魅力ある町であるための重要な要素であると認識をしております。あらゆる世代の人が生き生きと活躍できる魅力ある暮らしのできる町であるように、この町にかかわる全ての人の力を結集してまちづくりに臨んでいく、これを新たなチャレンジというふうに申し上げました。

◆23番(小川利枝子君) はい、ありがとうございます。後期基本計画については、最後になりますが、これまでのやりとりだけでも本計画の策定は、もう大変大きく重要な事務事業でございます。相当な労力と時間を要することは明らかでございますので、またコンサルタントへの委託はあるとはいえ、先ほど要望させていただきましたとおり、やはり市職員が主体的な姿勢を堅持して取り組むこと、それがこの民意反映につながると、そういうことを踏まえすと、人員また組織体制の強化も必要と考えます。

そこで、習志野市の道しるべを定めていくに当たりましてどのような方針で臨むのか、お伺いいたします。

◎政策経営部長(真殿弘一君) 策定に際しての庁内体制につきましては、先ほども御答弁いたしましたけれども、部長職で構成をいたします後期基本計画策定委員会を設けまして、そのもとに係長職で構成をいたします後期基本計画策定作業部会を設けて策定作業に臨んでまいります。

このような中で、計画案の策定は係長職で構成をする作業部会が中心というふうになってまいります。そこで、係長職に対しましては後期基本計画の基本的な方針、これを十分に認識をさせて策定作業が実務に即して着実に進められるよう、チェックシート等を用いて確認をしてまいりたいと

思っております。さらに、これからの本市の行政を担います若い年齢層の職員から選抜した者で構成をするプロジェクトを設置をして、計画策定に直接かかわらせてまいりたいと考えております。

このような体制をもって、これまで培ってきたまちづくりに対する本市の姿勢を伝承するとともに、新たな行政課題に対応し得る職員の育成にもつなげてまいりたいと考えております。

◆23番(小川利枝子君) はい、ありがとうございました。大変意気込みを今、感じたところでございますが、何事も個人なしには始まりませんが、組織なしには継続いたしません。個に光を当てて、そしてその個をチームで支えられる、そうした体制強化につきまして、またしっかりと御検討いただきたいと思っております。習志野市の将来のことですので、議員としてだけではなく、私一市民としても期待をいたしております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、質問項目の2点目、特別支援教育について移らせていただきます。

初めに、教育長答弁に対しまして、まず感想を一言ずつ述べさせていただきます。

1学校1特別支援学級の進捗につきましては、平成21年、2009年の12月定例会に提出した請願がようやく実現するめどが立てられたということで、特別な支援を要する児童・生徒はもちろん、保護者や関係者とともにまずは感謝申し上げます。

専門教諭の配置の実態と、そして今後の見直しにつきましては、教育が3大義務の一つであることと、そして今、特別な支援を要する児童・生徒が目の前にいる、こうした事実と照らし合わせていただきたいと強く申し上げさせていただきます。

教育委員会の指導力の強化につきましては、長年繰り返される回答に、教育委員会の課題に対する認識と努力の方向をいま一度検証すべきと考えます。そこで、本日は教育は義務であり特別な支援を要する児童・生徒はもちろん、保護者や関係者が一市民というよりも一国民として要望し期待することは当然なんだと、そうした視点に沿って再質問を進めてまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず最初に、教育長答弁に気になる表現がございました。それは、特別支援学級の開設について、「余裕教室の状況等を踏まえ」という、この表現でございます。児童・生徒数が判断基準となることは、これは理解いたしますが、就学支援委員会で、今は就学支援委員会と申しませぬ、教育支援委員会と言ったと思えますけれども、そこで特別な支援を要すると判断されながらも、習志野市の場合、空きがあるかないかがこの特別支援学級設置の基準であると理解してもよろしいでしょうか。

◎学校教育部参事(小熊隆君) はい。特別支援学級設置の基準、開設の基準についてお答えいたします。

特別支援学級や通級指導教室の開設に当たりましては、御指摘の余裕教室の状況が開設にかかわる考慮すべき基準の一つであるということになっております。以上でございます。

◆23番(小川利枝子君) はい。私は、基準ではなくて条件、つまり創意工夫での対応を期待いたしておりました。特別支援教育とは、言うまでもなく、障がいの有無にかかわらず児童と生徒に必要な教育的支援を施すものでございます。そして、その教育環境が支援学級か、または通常学級かと、この違いだけのはずです。余裕があるからではなくて、やはりニーズがあるからと発想を改めるべきであり、やはり意識改革が必要ではないかと思えます。

次に、整備計画について、保護者の求めに応えていただきまして情緒障害特別支援学級の開設

を進めていただいていること、これは感謝いたしますし、確認できました。では、知的障害特別支援学級の整備見込みについてはどのようになっているのか、お伺いいたします。

◎**学校教育部参事(小熊隆君)** はい。知的障害特別支援学級の整備見込みについてお答えいたします。

知的障害特別支援学級につきましては、現在、小学校では中学校区に1校から2校設置されておりますが、中学校については3校が未設置となっております。そのことから、次の整備計画では第五中学校、第六中学校に設置を予定し、第七中学校には該当する生徒の推移の見込みから2024年度以降に検討をしております。

◆**23番(小川利枝子君)** はい、わかりました。五中・六中、本当によろやく開設の見込みになったんだなということで、大変感慨深いものがございます。特に五中・六中は、教育長にも保護者の皆様が直接お会いしたときをお願いをさせていただきながら待っていてねと教育長のほうからお声をかけていただいたと、それがよろやくでございます。計画どおり、平成32年、33年と計画に書かれておりますけれども、しっかりこの開設を実現していただきまして、七中につきましても早期に開設できるよう、お願い申し上げます。

以上でハード面の確認は終わらせていただきまして、次にソフト面ですね、つまり専門教諭の確保及び配置状況の再質問に移らせていただきます。

この一般質問の冒頭でも述べさせていただきましてとおり、行政は人なり、それは教育においても同様であります。私は特別支援教育に携わる教職員の専門性の確保を強く要望してまいりました。あわせて、公明党市議団といたしましても、専門性のある管理職の配置を長年要望し続けてまいりました。

先ほどの教育長答弁では、特別支援教育担当教諭の特別支援学級免許状保有者は半分以下とのことでした。いま一度、保有率について確認させていただきます。

◎**学校教育部参事(小熊隆君)** はい。御質問にお答えいたします。特別支援学級担任における御指摘の特別支援学校免許保有率は約41%となっております。

◆**23番(小川利枝子君)** はい。では、小学校や中学校の通常学級の担当教諭が当該教員免許を持っていないということはあるのでしょうか。お伺いいたします。

◎**学校教育部参事(小熊隆君)** はい。小学校、中学校の通常学級担任につきましては、それぞれの校種の免許状を有しております。

◆**23番(小川利枝子君)** はい、ありがとうございます。ただいまの御答弁から、端的に言えば特別な支援を要する児童・生徒は、特別支援教育の場を選択しながら、通常学級ではあり得ない2分の1以上の確率であると、このようなことになっているかと思えます。長年このことを指摘してまいりましたが、残念なことに改善は見られておりません。この恒常化はいかがなものなのかと思っております。私がこの特別な支援を要する児童・生徒の保護者であれば、本当に毎日が不安ですね。そして、毎年度毎年度、年度に近づくに従って気が気ではないと、生きた心地がしない、このような日々を送ると、このように思えます。どうかこの教育委員会におかれましては、このような保護者の心情をしんしゃくしていただきたいと強く申し上げておきます。

そこで、このような専門教諭の不足についてでございますが、これまでの議会でも関係機関に要

望されているということでございましたので、先ほどの教育長答弁にございました昨年8月29日の千葉県教育委員会への要望書の内容についてお伺いいたします。

◎**学校教育部参事(小熊隆君)** はい。県教育委員会への要望書の記載内容についてお答えいたします。

平成29年8月29日の県教育委員会への要望書は、各市町村教育委員会からの要望を取りまとめたものを千葉縣市町村教育委員会連絡協議会、千葉県都市教育長協議会、千葉県町村教育長協議会から千葉県教育委員会教育長宛てに提出しております。

特別支援学校免許状取得者の配置にかかわる要望といたしましては、次のとおりとなっております。

特別な支援を必要とする児童・生徒が増加傾向にあることに伴い、個に応じた特別支援教育充実のために必要な定数配置と予算措置がなされるよう強く国に働きかけられたい、また県においても人的配置の充実を進められたいという要望を挙げており、さらに8つの重点要望を挙げております。以上でございます。

◆**23番(小川利枝子君)** はい。では、この要望書に対する県からの回答はどのようなものであったのか、お伺いいたします。

◎**学校教育部参事(小熊隆君)** はい。この要望書の回答内容についてお答えいたします。

先ほどの要望書に対する県教育委員会からの回答は、次のとおりとなっております。

特別支援教育コーディネーターの配置、通級指導担当者等の増員、特別支援学校の学級編成基準の改善、特別支援教育充実のための定数配置などについては、全国都道府県教育長協議会を通じて国に要望しているところです。また、特別支援学級1学級当たりの標準人数は法で定められており、変更することは困難です。なお、県単独予算により措置している特別支援教育充実のための教員については、学校の実情を検討して配置しているところですが、本県の厳しい財政状況を考えると、現状を上回る対応は困難でありますという回答を得ております。

◆**23番(小川利枝子君)** はい。では、千葉県教育委員会が昨年から重きを置いている、特別支援学校での経験のある特別支援学校等の教諭の、習志野市における配置状況についてお伺いいたします。

◎**学校教育部参事(小熊隆君)** 御質問にお答えいたします。小学校で4人、中学校で4人の担任が特別支援学校勤務経験者となっております。

◆**23番(小川利枝子君)** はい、ありがとうございます。今の数字を聞きまして、まだまだだなという感想でございますが、ここで千葉県教育委員会に対する評価を下すことはいかがかと思いますが、理想と現実のギャップを本当に認識されているのでしょうか。少なくとも習志野市はそのギャップの恒常化に苦しんでいるわけですね。そのことへの理解はあるのかどうか疑問に思います。習志野市教育委員会はこの現状を打開するために、やはりもっと、毎回同じような継続的な要望書を送るだけではなくて、もっとやはり工夫して積極的な要望をすべきではないかと思えてなりません。例えば、教育長がみずから足を運ぶくらいの意気込みを期待いたします。

そこで、この期待、つまり専門教諭に関する保護者からの声を酌み取る仕組みについて、こういうものは教育委員会にあるのでしょうか、お伺いいたします。

◎**学校教育部参事(小熊隆君)** はい。特別支援教育に係る保護者からの声を酌み取る仕組みについてお答えいたします。

特別支援教育に関する就学や学校生活についての相談は、各学校の特別支援教育コーディネーターや管理職が対応しております。また、教育委員会といたしましては、総合教育センターと指導課も対応しており、広報習志野平成29年12月1日号でも市民の皆様へ御案内をしております。多様な特別支援教育に関する相談内容に的確に応じていくには、特別支援教育における相談を行える体制を構築し、相談の充実を図れるよう努めてまいります。

◆**23番(小川利枝子君)** ただいまのこの答弁を聞かれた保護者、また関係者は、「えええ」、「またそんな」、「それってどうなの」って啞然とされたはずでございます。なぜあると言い切れるのか、問題は機能しているかどうか、そこであると思っております。せっかく体制をつくったものを、建設は死闘、破壊は一瞬であると、私はもう本当にこのように感じて悲しくなります。本当に悲しいです。どうか保護者の声はこの追い風になるはずですので、しっかりと受けとめることで特別支援教育の推進力の糧としていただきたいと思えます。

時間も来てしまいました。最後に、特別支援教育に係る今後の体制と方向性についてお伺いたします。

◎**学校教育部参事(小熊隆君)** 今後の体制と方向性についてお答えいたします。

特別に支援を要する児童・生徒の学びの場の確保や特別支援担当者の指導力の向上などの課題に対し、本市の特別支援教育を確実に推進していくためには、体制の整備は御指摘のとおり重要であると認識しております。そのため、専門性の高い職員の配置や相談機関の充実を図るべく体制整備に努めてまいります。以上でございます。

◆**23番(小川利枝子君)** ありがとうございます。今、「努めてまいります」との言葉で締められましたので、期待を持ってお待ちいたします。ただし、児童・生徒は日々成長いたします。時を逸することがいかに大変であるかは言うまでもございません。常に今をどうするかという姿勢で取り組んでいただきたいと強く要望させていただきます。

支援学級の開設、そしてそこに携わる担任、専門性のある担任はセットでございます。その辺をよく肝に銘じていただきまして、先ほどの後期基本計画と同様、過去と今、そして今と未来を広角的に捉えていただきまして、期待を寄せる市民にあるべき姿をしっかりと示していただきたいと思っております。教育委員会のリーダーシップを求めて、そしてこの問題は終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、質問事項の3点目は地域問題でございます。路線バス車両のバリアフリー化について、再質問させていただきます。

ノンステップバスの導入状況や今後の方針、そして行政からバス事業者への要望を行っていたことも確認できました。さっそくと申しませうか、もうしっかりとこの要望を持って動いていると、その点につきましては大変感謝いたしますし評価にさせていただきたいと、このように思っております。現在進行形で進めていると、このようにあることから、まずは安堵いたしました。ぜひ引き続き交渉は続けていただきたいと思えます。

習志野市のバリアフリー同様、円滑化基本構想の具現化を推し進める交渉は強力な手法であると思えます。ぜひ交渉お願いしたい、重ねてお願いいたします。しかし、目の前に困っている市民

がいる中で、交渉を続けるだけではその方々を救うことはできません。何かできる手立てはないのかと、救いの手を差し伸べるべきだと思います。

そこで、その工夫について2点確認させていただきます。

1つ目は、ノンステップバスを病院やリハビリ施設などが点在して高齢者や障がいのある方の利用頻度が高い路線に配置することです。どの路線も高齢者や障がいのある方が利用されていることは想像できますので、その中でもここぞと、そういうところに対応をお願いするということはいかがでしょうか。

◎都市環境部長(東條司君) はい。それでは、必要とする路線に重点的にノンステップバスの運行をさせると、そのような工夫ができないかというようなことについてお答え申し上げます。

バス路線のルート上に病院がある場合、そのルートにノンステップバスを優先して配車するという、その考え方につきましては、高齢者やそして障がいのお持ちの方の移動における利便性の向上や安全性の確保につながるものと思料しているところでございます。

このことに関しまして、私どももJR津田沼駅から奏の杜、谷津南小学校を經由し谷津干潟まで運行しております津72系統につきまして、ノンステップバスを優先的に配車した運行が可能かどうかバス事業者にお尋ねをした経過がございますが、運行計画や配車等の都合により実現するのは非常に難しいということをお伺っております。また、市内の各バス路線を見ましても、病院などの公共性の高い施設が点在しており、ノンステップバスを特定のバス路線に優先的に配車することは、バランスの観点からも難しいということも伺っております。

したがいまして、市長答弁にもございましたが、本市といたしましては継続的なノンステップバスの導入を進めることを求め、近い将来、市内を走るバス車両全体がノンステップバスにつながるよう、引き続き協議してまいります。以上でございます。

◆23番(小川利枝子君) はい、わかりました。

では、2つ目は、利用者が乗車するバスを選択できるように、バス停の時刻表にノンステップバスの配車時間、この時間は来ますよと、そのような時間帯を明示できないものかどうか。気軽にいつでも乗車できるといった利便性は失われますが、しかし乗車できるバスが事前にわかるという確実性を確保できると思われませんが、その点いかがでしょうか。

◎都市環境部長(東條司君) はい。時刻表に表示してノンステップバスの運行の周知ができないかということについてお答えを申し上げます。

今ほど御提案のありました時刻表にノンステップバスの表示ができないかということにつきましても申し入れてまいりました。このことにつきましても、バス事業者からは運転手の出勤の状況によりまして、毎日、配車計画を作成するため、あらかじめ印刷が必要となる時刻表にノンステップバスの表示はできないとの回答がございました。

バス事業者としても、抜本的な解決策として全車両をノンステップバスにすることと認識しており、継続して保有車両のノンステップバス化に努めるとの見解をいただいておりますことから、今後につきましてもノンステップ車両の導入状況につきまして注視してまいりたいと、そのように考えております。以上でございます。

◆23番(小川利枝子君) はい、ありがとうございます。ただいまの部長答弁から、2点について確認できたと思っております。

まず1点は、時刻表への明示がやはり困難であると。そしてもう一つは、抜本的な解決策は全車両をノンステップに更新することだと。このことについては、バス事業者も行政も共通認識していると。この2点について確認することができました。それであるならば、あとは習志野市として粘り強く交渉を続けて、そして市民に対して導入スケジュール等を具体的に示せるまで、ぜひ膝を交えた、そうした協議を重ねていただきたいと思います。

今後、交通施策と高齢者施策、これは切っても切り離せない一体となって考え、取り組む必要があると思います。その点につきましては、さきの定例会で、既に高齢者支援課とそれから都市政策課との勉強会を昨年立ち上げたと同っておりますので、期待をしまいたいと思っております。この点につきましては、また次回以降、確認をさせていただきたいと思っております。

最後に、本市の目指す将来都市像の「みんながやさしさでつながるまち」、この誰をも置き去りにほしくないとも言いかえられると思いますが、私はこの具現化に向けて、市長とともに、微力ではございますがお支えをしていきたいと、ともに頑張っていきたいと思っておりますし、ぜひそのためにも市民に寄り添った建設的な議論がしっかりと進むことを期待、そして要望し、私の一般質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございました。